

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第184号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第31条を次のように改める。

(垂直積雪量)

第31条 令第86条第3項の規定により市長が定める数値は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数値以上とする。ただし、当該数値が30センチメートル（旧京北町の区域（京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）前の同町の区域をいう。以下同じ。）にあっては、50センチメートル）未満のときは、30センチメートル（旧京北町の区域にあっては、50センチメートル）以上とする。

(1) 標高が400メートル以下の地域 次の式により算出した数値

$$d = 0.09ls + 21$$

dは、垂直積雪量（単位センチメートル。次号において同じ。）

lsは、標高（単位メートル。次号において同じ。）

(2) 標高が400メートルを超える地域 次の式により算出した数値

$$d = 1.1(0.09ls + 21)$$

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(都市計画局建築指導部指導課)